**指定給水装置工事事業者のみなさまへ**

**指定給水装置工事事業者の指定の更新制（５年）が導入されました。**

○指定給水装置工事事業者の更新制に関する主な内容につきましては，次のとおりお知らせします。

**１．指定の更新制とは**

水道法の一部改正により，指定給水装置工事事業者の指定に更新制が導入されました。指定の有効期間は５年となり，５年ごとに指定の更新が必要になります。期間内に更新申請がされなければ失効となります。

**２．更新制の内容**

（１）有効期間及び更新の受付期間

初回更新までの有効期間は次のとおりとなります。初回の更新は，有効期間満了日までに申請して下さい。また２回目以降につきましては，有効期間満了１ヶ月前までに申請をして下さい。

|  |  |
| --- | --- |
| 指定を受けた日 | 初回更新までの有効期間 |
| 平成10年４月１日～平成11年３月31日 | 令和２年９月29日まで |
| 平成11年４月１日～平成15年３月31日 | 令和３年９月29日まで |
| 平成15年４月１日～平成19年３月31日 | 令和４年９月29日まで |
| 平成19年４月１日～平成25年３月31日 | 平成５年９月29日まで |
| 平成25年４月１日～令和１年９月29日 | 令和６年９月29日まで |

（２）更新手続き

更新要件は，新規指定時と同様となり，必要な申請書類等も同様となります。

①申請書　　②給水装置主任技術者の選任

③給水装置工事を行うための機械器具の名称，性能及び数

④水道法第25条の３で規定された欠格要件に該当しない者

⑤手数料：１万円（非課税）

必要書類　○様式第１号（申請書）　○様式第２号（誓約書）

○様式第５号（主任技術者届）　○別表（機械器具調書）

　　　　　　※各様式に添付すべき書類も必要となります

（３）更新時の確認事項

更新申請時に次の４項目の確認を行います。

①指定給水装置工事事業者の講習会の受講実績

②指定給水装置工事事業者の業務内容（営業時間，漏水修繕，対応工事等）

③給水装置工事主任技術者等の研修会の受講状況

④適切に作業を行うことができる技能を有する者の従事状況

※申請の際に，４項目が確認できる資料（講習会の受講終了証等）を持参してください。